

# 接 続 会 計 報 告 書

(電気通信事業法第34条第6項に基づく報告書)

事業年度 自 平成28年4月 1日  
至 平成29年3月31日

沖縄セルラー電話株式会社

別表第三 (第5条、第9条及び第10条関係)

## 接 続 会 計 報 告 書

(電気通信事業法第34条第6項に基づく報告書)

事業年度 自 平成28年4月 1日

至 平成29年3月31日

総 務 大 臣 殿

平成29年6月30日提出

会 社 名 沖縄セルラー電話株式会社

代表者の役職氏名 代表取締役社長 湯浅 英雄

本店の所在の場所 沖縄県那覇市松山1丁目2番1号

電 話 番 号 (098) 951-0639

連 絡 者 執行役員経営管理部長 上原 靖

接続会計報告書の写しを縦覧に供する場所

所 在 地 沖縄県那覇市松山1丁目2番1号

名 称 本社

## 目 次

	頁
第一部 概要紹介 .....	1
1 報告書の目的 .....	2
2 根拠法令等 .....	2
3 会計処理の基準 .....	2
(1) 事業会計規則に基づく会計（財務会計）との関連 .....	2
(2) その他（第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気設備の 接続に関する会計の整理に係る重要な変更等） .....	2
4 接続会計財務諸表の構成 .....	3
(1) 貸借対照表 .....	3
(2) 損益計算書 .....	3
(3) 個別注記表 .....	3
(4) 移動電気通信役務収支表 .....	3
5 計算結果証明報告の紹介 .....	4
6 第3条第1項ただし書の許可事項 .....	4
第二部 計算結果証明報告 .....	5
1 責任範囲 .....	6
2 証明の基準 .....	6
3 計算結果証明 .....	6
第三部 接続会計財務諸表 .....	8
1 貸借対照表 .....	9
2 損益計算書 .....	10
3 個別注記表（別表第一の様式による） .....	11
4 移動電気通信役務収支表（別表第二の様式による） .....	17
第四部 参考情報 .....	18
1 配賦整理書の紹介及び入手方法 .....	19
2 第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し 取得すべき金額の、原価算定上の重要な変更に伴う影響額 .....	19
3 特に重要な費用の配賦基準の説明 .....	19
4 用語解説 .....	19
5 その他 .....	20

# 第一部 概要紹介

## 1 報告書の目的

本報告書は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。）第34条第6項の規定に従い、告示（「電気通信事業法第34条第1項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。）第23条の9の2第1項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件」（平成14年2月7日総務省告示第72号））において指定された当社の第二種指定電気通信設備※の接続に関する会計の基準、計算の結果その他法令に定められた事項を広く一般に公表するために作成し、接続料の適正且つ円滑な算定に資することを目的としております。

※「第二種指定電気通信設備」については、「第四部 参考情報 4 用語解説」をご参照ください。

### 【参考】

#### ■事業法第34条第6項

第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第二種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該接続に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表しなければならない。

## 2 根拠法令等

本報告書は、以下の法令の規定に基づいて作成しております。

- ・電気通信事業法  
（昭和59年法律第86号）
- ・第二種指定電気通信設備接続会計規則  
（平成23年3月31日総務省令第24号。以下「二種接続会計規則」という。）

## 3 会計処理の基準

### (1) 事業会計規則に基づく会計（財務会計）との関連

当社は、電気通信事業会計規則（昭和60年4月1日郵政省令第26号。以下「会計規則」という。）に定める基準に従って会計を整理し、事業年度における財政状態及び経営成績を明らかにしております。（以下「財務会計」という。）

二種接続会計規則に基づく会計（以下「接続会計」という。）は、財務会計で整理された電気通信事業にかかる費用、収益を、移動電気通信役務収支表の役務の種類に適正に区分して整理するものであります。

### (2) その他（第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備の接続に関する会計の整理に係る重要な変更等）

該当事項はありません。

## 4 接続会計財務諸表の構成

### (1) 貸借対照表

二種接続会計規則第4条の規定により準用する会計規則第5条前段の規定に従って作成しております。

### (2) 損益計算書

二種接続会計規則第4条の規定により準用する会計規則第5条前段の規定に従って作成しております。

### (3) 個別注記表

二種接続会計規則第5条の規定により別表第一に定める個別注記表を作成しております。

### (4) 移動電気通信役務収支表

営業収益

役務の種類毎に整理した営業収益を記載しております。

営業費用

役務の種類毎に整理した営業費用を記載しております。

営業費

役務の種類毎に整理した営業費を記載しております。

施設保全費

役務の種類毎に整理した施設保全費を記載しております。

管理費

役務の種類毎に整理した管理費を記載しております。

減価償却費

役務の種類毎に整理した減価償却費を記載しております。

固定資産除却費

役務の種類毎に整理した固定資産除却費を記載しております。

通信設備使用料

役務の種類毎に整理した通信設備使用料を記載しております。

租税公課

役務の種類毎に整理した租税公課を記載しております。

営業利益

役務の種類毎に整理した営業利益を記載しております。

## 5 計算結果証明報告の紹介

二種接続会計規則第11条の規定に従い、接続会計財務諸表が二種接続会計規則に基づいて適正に作成されていることについて職業的に資格のある会計監査人の調査を受け、「第二部計算結果証明報告」に収録した監査報告書を受領しております。

## 6 第3条第1項ただし書の許可事項

該当事項はありません。

## 第二部 計算結果証明報告



- 1 責任範囲
- 2 証明の基準
- 3 計算結果証明

上記について、次の通り会計監査人からの監査報告書を受領しております。

なお、貸借対照表、損益計算書及び個別注記表については、第 26 期事業年度の計算書類として、接続会計に準拠して会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、監査法人から監査報告書を受領しております。当社ホームページの事業報告及び個別注記表をご参照ください。

[http://www.au.kddi.com/okinawa\\_cellular/ir/stock/tsushin/index.html](http://www.au.kddi.com/okinawa_cellular/ir/stock/tsushin/index.html)

# 独立監査人の監査報告書

平成29年6月15日

沖縄セルラー電話株式会社  
取締役会 御中

## PwC京都監査法人

指定社員 公認会計士 柴 田 篤 ④  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 若 山 聡 満 ④  
業務執行社員

当監査法人は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年総務省令第24号）（以下「第二種接続会計規則」という。）第11条の規定に基づき、沖縄セルラー電話株式会社の第26期事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の第二種接続会計財務諸表のうち移動電気通信役務収支表（以下「収支表」という。）について監査を行った。

### 収支表に対する経営者の責任

経営者の責任は、第二種接続会計規則第9条の規定により総務大臣に提出する費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した書類（以下「配賦整理書」という。）に準拠して収支表を作成することにある。また、収支表の作成に当たり適用される財務報告の枠組みが状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。経営者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない収支表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から収支表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に収支表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、収支表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による収支表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、収支表の作成に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め収支表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の収支表が、すべての重要な点において、第二種接続会計規則第9条の規定により総務大臣に提出する配賦整理書に準拠して作成されているものと認める。

### その他の事項

沖縄セルラー電話株式会社は、上記の収支表のほかに、平成29年3月31日をもって終了する事業年度について、会社法及び金融商品取引法の規定に基づき我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した計算書類及びその附属明細書並びに財務諸表をそれぞれ作成しており、当監査法人は、これらに対して、平成29年4月25日（会社法監査）及び平成29年6月15日（金融商品取引法監査）に別途、監査報告書を発行している。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 第三部 接続会計財務諸表

# 貸借対照表

沖縄セルラー電話株式会社

平成29年3月31日

(単位：百万円)

科目	金額		科目	金額	
(資産の部)			(負債の部)		
<b>I 固定資産</b>			<b>I 固定負債</b>		
<b>A 電気通信事業固定資産</b>			1. ポイント引当金		1,053
(1) 有形固定資産			2. 資産除去債務		187
1. 機械設備	29,059	9,329	3. その他の固定負債		16
減価償却累計額	19,730		固定負債合計		1,257
2. 空中線設備	11,121	5,451	<b>II 流動負債</b>		
減価償却累計額	5,669		1. 買掛金		1,989
3. 市外線路設備	37	26	2. 未払金		5,756
減価償却累計額	10		3. 未払費用		127
4. 土木設備	22	15	4. 未払法人税等		1,641
減価償却累計額	7		5. 前受金		244
5. 建物	10,414	7,868	6. 預り金		492
減価償却累計額	2,546		7. 賞与引当金		195
6. 構築物	1,116	288	8. 役員賞与引当金		17
減価償却累計額	828		流動負債合計		10,465
7. 機械及び装置	93	51	<b>負債合計</b>		<b>11,723</b>
減価償却累計額	41				
8. 車両	161	4	(純資産の部)		
減価償却累計額	157		<b>I 株主資本</b>		
9. 工具、器具及び備品	1,128	424	1. 資本金		1,414
減価償却累計額	704		2. 資本剰余金		
10. 土地		2,087	(1) 資本準備金	1,614	
11. 建設仮勘定		243	資本剰余金合計		1,614
有形固定資産合計		25,791	3. 利益剰余金		
(2) 無形固定資産			(1) 利益準備金	64	
1. 施設利用権		41	(2) その他利益剰余金		
2. ソフトウェア		632	別途積立金	55,300	
3. 借地権		2	繰越利益剰余金	9,454	
4. その他の無形固定資産		7	利益剰余金合計		64,818
無形固定資産合計		683	4. 自己株式		△0
電気通信事業固定資産合計		26,475	株主資本合計		67,847
<b>B 附帯事業固定資産</b>			<b>II 評価・換算差額等</b>		
(1) 有形固定資産			1. その他有価証券評価差額金	66	
1. 有形固定資産	186	133	評価・換算差額等合計		66
減価償却累計額	53		純資産合計		67,914
有形固定資産合計		133			
(2) 無形固定資産					
1. 無形固定資産		15			
無形固定資産合計		15			
附帯事業固定資産合計		148			
<b>C 投資その他の資産</b>					
1. 投資有価証券		532			
2. 関係会社株式		904			
3. 社内長期貸付金		19			
4. 長期前払費用		982			
5. 前払年金費用		183			
6. 繰延税金資産		441			
7. 敷金及び保証金		37			
8. その他の投資及びその他の資産		37			
9. 貸倒引当金		△37			
投資その他の資産合計		3,100			
固定資産合計		29,724			
<b>II 流動資産</b>					
1. 現金及び預金		2,356			
2. 売掛金		18,365			
3. 未収入金		1,200			
4. 貯蔵品		657			
5. 前渡金		19			
6. 前払費用		122			
7. 繰延税金資産		288			
8. 関係会社短期貸付金		27,073			
9. その他の流動資産		3			
10. 貸倒引当金		△173			
流動資産合計		49,913			
<b>資産合計</b>		<b>79,638</b>	<b>負債・純資産合計</b>		<b>79,638</b>

# 損益計算書

沖縄セルラー電話株式会社

平成28年 4 月 1 日から  
平成29年 3 月31日まで

(単位：百万円)

科目	金額	金額
<b>I 電気通信事業営業損益</b>		
(1) 営業収益		42,003
(2) 営業費用		
1. 営業費	10,958	
2. 施設保全費	3,201	
3. 管理費	1,441	
4. 減価償却費	4,348	
5. 固定資産除却費	429	
6. 通信設備使用料	8,480	
7. 租税公課	407	
電気通信事業営業利益		29,266
<b>II 附帯事業営業損益</b>		12,736
(1) 営業収益		18,561
(2) 営業費用		20,221
附帯事業営業損失		1,659
営業利益		11,077
<b>III 営業外収益</b>		
1. 受取利息	28	
2. 受取配当金	29	
3. 受取賃貸料	10	
4. 雑収入	18	
経常利益		87
税引前当期純利益		11,164
法人税、住民税及び事業税		2,980
法人税等調整額		158
当期純利益		8,024

# 個別注記表

沖縄セルラー電話株式会社

平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 主として移動平均法による原価法

子会社株式 移動平均法による原価法

#### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

機械設備 定率法

機械設備を除く有形固定資産 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

機械設備 9年

空中線設備 10～21年

建物 6～50年

#### ② 無形固定資産 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### ③ 長期前払費用 定額法

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

当社は、当事業年度末において年金資産の見込額が退職給付債務見込額から、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を控除した額を超過しているため、当該超過額を投資その他の資産の「前払年金費用」に計上しております。

なお、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

#### ③ ポイント引当金

将来のポイントサービス（「au WALLETSポイントプログラム」「auポイントプログラム」）の利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき翌事業年度以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。

④賞与引当金

従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

⑤役員賞与引当金

役員に対し支給する役員賞与の支出に充てるため、支給見込額により当事業年度負担額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

②退職給付に係る会計処理の方法

計算書類において、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。個別貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務債務を加減した額から、年金資産の額を控除した額を前払年金費用に計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

前事業年度まで不動産の賃貸に対応する収益については、営業外収益の「受取賃貸料」（前事業年度69百万円）に含めて表示していましたが、定款変更により事業の目的に追加されたため、当事業年度から、附帯事業営業損益の「営業収益」（当事業年度69百万円）に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

5. 誤謬の訂正に関する注記

該当事項はありません。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

①関係会社に対する短期金銭債権	28,131百万円
②関係会社に対する短期金銭債務	5,681百万円

(2) 保証債務

他の会社の金融機関からの借入金に対し、保証（保証予約を含む。）を行っております。

沖縄通信ネットワーク株式会社 295百万円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

①関係会社との営業取引による受取額	1,310百万円
②関係会社との営業取引による支払額	23,152百万円
③関係会社との営業取引以外（資金貸借以外）の受取額	26百万円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 27,342,000株

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び総数

普通株式 70株

(3) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月16日 定時株主総会	普通株式	1,367	50.0	平成28年3月31日	平成28年6月17日
平成28年10月26日 取締役会	普通株式	1,367	50.0	平成28年9月30日	平成28年12月5日
計		2,734			

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成29年6月15日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案することを予定しております。

1. 配当金の総額 1,503百万円
2. 1株当たり配当額 55円00銭
3. 基準日 平成29年3月31日
4. 効力発生日 平成29年6月16日

なお、原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(4) 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数  
該当事項はありません。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産

減価償却費超過額	183
未払事業税否認	46
未確定債務否認	35
前受金否認	70
ポイント引当金否認	317
賞与引当金否認	58
貯蔵品評価損否認	14
資産除去債務	56
その他	84
繰延税金資産計	866

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△28
資産除去費用	△53
前払年金費用	△54
繰延税金負債計	△136
繰延税金資産の純額	729

10. リースにより使用する固定資産に関する注記

ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

11. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、主に電気通信事業を行うための設備投資計画等に照らして、必要な資金を営業活動による現金収入により調達しており借入金はありません。一時的な余資はKDDIグループ企業に対する短期的な貸付金に限定して運用しております。



②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び未収入金並びに関係会社短期貸付金は、顧客及び取引先の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、当社の与信管理基準に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を毎期把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクにさらされておりますが、それらは業務上の関係を有する企業の株式がほとんどであり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である買掛金及び未払金、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

また、営業債務などの流動負債は、その決済時において流動性リスクにさらされますが、当社では、適時に資金繰計画を作成、更新するなどの方法により管理しております。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,356	2,356	－
(2) 売掛金	18,365		
貸倒引当金（*1）	△173		
	18,192	18,192	－
(3) 未収入金	1,200	1,200	－
(4) 関係会社短期貸付金	27,073	27,073	－
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	198	198	－
資産計	49,020	49,020	－
(6) 買掛金	1,989	1,989	－
(7) 未払金	5,756	5,756	－
(8) 未払法人税等	1,641	1,641	－
負債計	9,387	9,387	－

（\*1）売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらはおおむね短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、売掛金については、信用リスクを個別に把握することが困難なため、貸倒引当金を信用リスクとみなし、それを控除したものを帳簿価額とみなしております。

(4) 関係会社短期貸付金

主として親会社であるKDDI株式会社との金銭消費貸借契約に基づく貸付金であります。契約では当社の意向により随時貸付金の回収が可能であり、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (5) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券は其他有価証券として保有しており、これに関する貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	103	198	95
合計		103	198	95

## (6) 買掛金、(7) 未払金、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 以下の資産については次に掲げる理由により金融商品の時価情報に含まれておりません。

(単位：百万円)

金融商品の種類	貸借対照表計上額	理由
投資有価証券 非上場株式等	333	これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため。
関係会社株式 非上場株式	904	

## 12. 賃貸等不動産に関する注記

重要性が乏しいため記載を省略しております。

## 13. 持分法損益等に関する注記

該当事項はありません。

## 14. 関連当事者との取引に関する注記

## (1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	KDDI株式会社	東京都 新宿区	141,851	電気通信 事業	(被所有) 直接 51.51% 間接 —	携帯電話端末の仕入、通信設備の購入及び保守の委託等  役員の兼任 2名	業務委託及びアクセスチャージ(受取)	270	—	—
							貸付金の回収	18,620	関係会社 短期貸付金	22,507
							資金の貸付	24,216		
							利息の受取	16	—	—
							携帯電話端末及び関連商品の購入	12,345	買掛金	1,899
							通信システム等の購入	2,449	未払金	838
							業務委託及びアクセスチャージ(支払)	1,803	未払金	67
							業務委託回線料	1,572	未払金	161
							システム使用料・保守料	1,069	未払金	855
							債権譲渡手数料	1,068	—	—
支援・指導料	421	未払金	40							

(注) 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等を含んで表示しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 業務受託及び業務委託については、双方協議のうえ卸電気通信役務の提供に関する契約等を締結しております。また、アクセスチャージについては、双方協議のうえ相互接続に関する協定を締結しております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
3. 携帯電話端末の仕入及び通信設備の購入については、同社から見積原価により相互交渉のうえ決定しております。
4. 業務委託回線料については、交渉のうえ定められた利用契約に関する取引条件に基づき支払っております。
5. システム使用料・保守料及び債権譲渡手数料については、一般取引条件を参考に双方協議のうえ決定しております。
6. 支援・指導料については、経営及び業務支援の対価として、協議のうえ定められた料率を基に算定し支払っております。

(2) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)		
子会社	沖縄通信ネットワーク株式会社	沖縄県那覇市	1,184	電気通信事業	(所有) 直接 51.1% 間接 -	通信回線の 賃借、設備保 守委託等  役員の兼任 4名	債務保証 (保証予約 を含む。)	295	—	—		
							貸付金の回収	4,800				
							資金の貸付	4,900			関係会社 短期貸付金	4,200
							利息の受取	10			未収利息	3
							FTTH通信設備 使用料	2,154			未払金	206

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等を含んで表示しております。
2. 債務保証（保証予約を含む）は沖縄通信ネットワーク株式会社の金融機関からの借入金につき、債務保証を行ったものであります。なお、保証料の受入はありません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
2. FTTH通信設備使用料については、双方協議のうえ卸電気通信役務に関する契約書等を締結しております。

(3) 兄弟会社等

重要性が乏しいため記載を省略しております。

15. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,483円90銭
- (2) 1株当たり当期純利益 293円50銭

16. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

17. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は連結配当規制の適用会社であります。

18. 資産除去債務に関する注記

重要性が乏しいため記載を省略しております。

19. その他の注記

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

#### 4 移動電気通信役務収支表

別表第二 移動電気通信役務収支表の様式（第5条及び第6条関係）

#### 移動電気通信役務収支表

事業者名 沖縄セルラー電話株式会社

事業年度 自 平成28年4月 1日

至 平成29年3月31日

(単位 百万円)

		営業収益	営業費用	営業費	施設保全費	管理費	減価償却費	固定資産 除却費	通信設備 使用料	租税公課	営業利益	摘要
移動 電気 通信 役務	音声伝送役務 (携帯電話)	14,046	9,216	4,372	910	569	1,338	132	1,733	158	4,830	
	データ伝送役務	23,413	15,411	5,112	2,263	787	3,007	296	3,695	248	8,001	
	小 計	37,459	24,627	9,484	3,174	1,357	4,346	429	5,429	407	12,831	
移動電気通信役務 以外の電気通信役務		4,544	4,638	1,473	26	84	2	0	3,051	—	△ 94	
合 計		42,003	29,266	10,958	3,201	1,441	4,348	429	8,480	407	12,736	

## 第四部 参考情報

## 1 配賦整理書の紹介及び入手方法

### (1) 配賦整理書

当社では、移動電気通信役務収支表を作成する際に準拠した費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した書類「配賦整理書」を作成し、一般に頒布しております。

### (2) 入手方法

当社ホームページの接続会計報告書等より入手できます。

(URL : [http://www.au.kddi.com/okinawa\\_cellular/corporate/disclosure/index.html](http://www.au.kddi.com/okinawa_cellular/corporate/disclosure/index.html))

## 2 第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続 に関し取得すべき金額の、原価算定上の重要な変更に伴う影響額

該当事項はありません。

## 3 特に重要な費用の配賦基準の説明

該当事項はありません。

## 4 用語解説

### 第二種指定電気通信設備

その一端が総務省令(施行規則第23条の9の2第2項)で定める移動端末設備(以下「特定移動端末設備」という。)と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであって、その伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数の、その伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が総務省令(施行規則第23条の9の2第3項)で定める割合を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であって、総務省令(施行規則第23条の9の2第4項)で定めるものであって、告示(「電気通信事業法第34条第1項及び電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第23条の9の2第1項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件」(平成14年2月7日総務省告示第72号))で指定された次の電気通信設備。

- 電気通信事業法施行規則第23条の9の2第4項第1号の交換設備(ルータにあっては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるもののうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものは除く。)
- 電気通信事業法施行規則第23条の9の2第4項第1号ロの交換設備相互間に設置される伝送路設備
- 電気通信事業法施行規則第23条の9の2第4項第2号の伝送路設備

- ・ 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
- ・ 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局
- ・ 他の電気通信事業者の電気通信設備と前各項に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備（第2項から前項までに掲げるものを除く。）

#### **役務の種類**

二種接続会計規則別表第二 移動電気通信役務収支表にて区分されている次の役務の種類

- ・ 携帯電話（移動電気通信役務のうち音声伝送役務の中のひとつの役務）
- ・ データ伝送役務（移動電気通信役務のうち音声伝送役務以外の役務）
- ・ 移動電気通信役務以外の電気通信役務

#### **直課**

役務の種類に費用を直接に帰属させること。

#### **配賦**

収益及び費用との直接の因果性を見出すことが困難なものについて、直課の方法によらず、固定資産価額比等を直接用いて、役務の種類等へ収益及び費用を帰属させること。

## **5 その他**

当社は、二種接続会計規則別表第二 移動電気通信役務収支表にて区分されている次の役務については、提供していないことから、当該欄を省略して作成しております。

- ・ PHS（移動電気通信役務のうち音声伝送役務の中のひとつの役務）
- ・ その他の移動体通信（移動電気通信役務のうち音声伝送役務の中のひとつの役務）